

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		下水道排水設備工事責任技術者の指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市下水道排水設備指定工事店条例 さいたま市下水道排水設備指定工事店等の指導・処分に関する措置要綱
条 項		第 15 条第 1 項
所 管 課		建設局 下水道部 下水道維持管理課 ( 電話 : 048-829-1559 )
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	さいたま市下水道排水設備指定工事店等の指導・処分に関する措置要綱  別添 2 のとおり
	備 考	

別添 2

責任技術者に関する事項

措 置 要 件	措 置 内 容
<p>1 下水道に関する法令・条例・規則違反（指定工事店条例第 15 条第 1 項第 1 号）</p> <p>(1) 下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工並びに監理に当たらないとき。</p> <p>(2) 排水設備工事の検査に市から立ち会いを求めた際、これに応じなかったとき。</p> <p>(3) 職務を行う際、責任技術者証を携帯しなかったとき、及び関係者からの提示請求を拒否したとき。</p> <p>(4) その他法令等に違反したとき。</p>	<p>文書注意 文書警告 資格停止又は登録取消し</p>
<p>2 自己の職務について不正な行為があったとき（指定工事店条例第 15 条第 1 項第 2 号）</p> <p>(1) 不正な手段により、責任技術者の登録を受けたとき。</p> <p>(2) 試験の合格又は責任技術者として登録を取り消され、その取消の日から 2 年を経過していないことが判明したとき。</p> <p>(3) 責任技術者に関する届出内容に不正があったとき。</p> <p>(4) 排水設備等計画確認申請書、その他の提出資料等に虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(5) その他不正な行為があったとき。</p>	<p>登録取消し</p> <p>文書注意 文書警告 資格停止又は登録取消し</p>
<p>3 市長が責任技術者として不適格と認めたととき。（指定工事店条例第 15 条第 1 項第 3 号）</p> <p>(1) 禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起され有罪の判決を受けたとき。</p> <p>(2) 工事に関連し、詐欺、横領その他これに類似した背任行為を行ったとき。</p> <p>(3) 成年被後見人、被保佐人又は破産者の通知を受けたとき。</p> <p>(4) 工事に関連し、市民、市職員又はその他第三者に対し、暴行若しくは脅迫を行ったとき。</p> <p>(5) 市民に対し、誤解や迷惑を与えるような不誠実な言動があったとき。</p> <p>(6) その他責任技術者として不適格と認めたととき。</p>	<p>資格停止 登録取消し</p> <p>文書注意 文書警告 資格停止 登録取消し</p>